

平成 28 年 3 月吉日

お客様各位

株式会社ミダック 営業部

水銀廃棄物に関する変更について

拝啓 早春の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、平成 28 年 4 月 1 日以降、廃棄物の取り扱いについて下記の通り変更となります。つきましては、下記の廃棄物をご搬入されているお客様につきましては、ご協力をお願いします。

また水銀廃棄物に関する改正については平成 29 年 10 月 1 日にもう一度改正が予定されています。施行内容が公表され次第改めてご案内させていただきます。

なお弊社では、当該特別管理産業廃棄物の取り扱いができるよう収集運搬業の許可取得を準備しております。こちらも取得の際には、改めてご案内させていただきます。

弊社は、これからも廃棄物の適正処理の推進と一層のサービスの充実に努め、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。何卒ご理解ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ① 特別管理一般廃棄物に該当する廃水銀の指定  
水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの
- ② 特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の指定  
次の i ～ iii に該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの
  - i 特定の施設において生じた廃水銀等
  - ii 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
  - iii 廃水銀等を処分するために処理したもの

※概要の為、細かな条件等に付いては環境省ホームページをご覧ください、弊社営業担当までお問い合わせください

※参考「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）<http://www.env.go.jp/hourei/add/k050.pdf>

以上

<お問い合わせ先>

TEL : 053-471-9361 (代表) または担当営業まで